

## 公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売を行うので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条の規定により公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

令和7年1月8日

阿賀野市長 加藤 博幸

記

公売財産の種類	自動車	
公売財産の表示	別紙のとおり	
公売日時	参加申込期間	令和7年1月9日(木)13時00分から令和7年1月27日(月)23時00分まで
	入札期間	令和7年2月3日(月)13時00分から令和7年2月5日(水)23時00分まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	
公売の方法	期間競り売り	
売却決定の日時	令和7年2月6日(木) 10時00分	
売却決定の場所	阿賀野市 総務部 税務課(インターネット公売システム上)	
買受代金の納付期限	令和7年2月13日(木) 14時30分	
見積価額	別紙のとおり	
公売保証金	別紙のとおり	
配当を受ける権利の申し出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により阿賀野市総務部税務課に申し出てください。	
買受人の資格その他の要件	次の1及び2に該当しない方が、公売に参加することができます。 1 国税徴収法第92条及び同法第108条に抵触しない者。 2 阿賀野市インターネット公売ガイドラインに抵触しない者。 3 普通自動車については、代金納付後、当該自動車の移転登録(囑託)ができること。	
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売に参加するには、公売参加申込期間に所定の手続が必要となります。</li> <li>2 公売に参加するには、公売物件ごとに公売保証金を納付する必要があります。</li> <li>3 一度行った入札は、公売参加者の都合等による変更、取消しができません。</li> <li>4 最高価申込者を買受人とします。</li> <li>5 買受人は、買受代金をその納付期限までに一括で納付しなければなりません。</li> <li>6 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、また、その他必要と認めるときは、公売を中止します。</li> <li>7 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。</li> <li>8 買受代金をその納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。また、公売保証金の納付があるときは、公売保証金は没収されます。</li> </ol> <p>※ 入札参加申込及び入札は、阿賀野市インターネット公売ガイドラインをよくお読みになってから行ってください。</p>	